町村の長に協議しなければならない。きる。この場合においては、都道府県れも指定都市及び中核市を除く。)が	おける歴史的風致の維持及び条例で定めるところにより、	規定に基づく条例の制定定によるもののほか、第第二十八条 都道府県は、	(景観行政団体である市町村の特例等) 改 正
町村の長に協議しなければならない。きる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市れも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることがで	紀定する認定市町村である市町村5向上に関する法律(平成二十年5開行政団体である市町村又は	規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規	町村の特例等)
がで 議しなければならない。	9 合においては、都道界 及び中核市を除く。 条例で定めるところ	規定に基づく条例の制定の 定によるもののほか、第 第二十八条 都道府県は、	(景観行政団体である市町村の特例) 行

第六十八条の二 市町村は、地区計画等の区域(地区整備計画、特定 統(市町村の条例に基づく制限)	(用語の定義)	改正案
第六十八条の二 市町村は、地区計画等の区域(地区整備計画、特定(市町村の条例に基づく制限)	(用語の定義)	現

関する制限として定めることができる。 当該地区計画等の内容として定められたものを、 に 向 おい 地区整備計画等」 上地区整備計画 築物地区整備計画、 て、 建築物の敷地、 という。)が定められている区域に限る。 沿道地区整備計画又は集落地区整備計画 防災街区整備地区整備計 構造、 建築設備又は用途に関する事項で 画 条例で、これらに 歴史的風致維持 以下) 内

2 に必要と認められる限度において、 好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、 画 計 重要な事項につき、 ては適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、 画 の区域にあつては当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良 おける土地利用の状況等を考慮し、 前 項の規定による制限は、建築物の利用上の必要性、 歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の区域にあつ 政令で定める基準に従い、 同項に規定する事項のうち特に 地区計画、 行うものとする。 防災街区整備地区 それぞれ合理的 集落地区計 当該区域内

3 5 略

(再開発等促進区等内の制限の緩和等)

第六十八条の三 略

2 { 8

9 条第 計 歴史的風致維持向 画 二項において準用する場合を含む。 が 定 項 から第十二項まで 8 れて いる区 上地区 計画 域に限る。 (これらの規定を第八十七条第1 の区 |域 (歴史的風致維持向 内 の規定の適用については 0 建築物に対する第四十 上地区整 項又

> る。 築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定めら められている区域に限る。)内において、 画又は集落地区整備計画 建築物地区整備計画、 れたものを、 条例で、これらに関する制限として定めることができ 防災街区整備地区整備計画、 (以 下 地区整備計画等」という。 建築物の敷地、 沿道地区整備計 構造、 が定 建

て、 地利用を図るため、それぞれ合理的に必要と認められる限度におい 市環境を確保するため、 計画又は沿道地区計画の区域にあつては適正な都市機能と健全な都 区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土 における土地利用の状況等を考慮し、 る基準に従い、 前項の規定による制限は、 同項に規定する事項のうち特に重要な事項につき、 行うものとする。 集落地区計画の区域にあつては当該集落地 建築物の利用上の必要性、 地区計画、 防災街区整備地区 政令で定め 当該区域内

2

〔再開発等促進区等内の制限の緩和等〕

第六十八条の三

2 \ 8

法第 風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致 خ 針に適合し、 でやむを得ない」とする。 定められた土地利用に関する基本方針に適合し、 くは公益上必要と認め、 る歴史的風 むを得ない」とあるのは「公益上やむを得ないと認め、 [致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方 第四十八条第 「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは 条に規定する歴史的風致をいう。 0 維持及び向上を図る上でやむを得ない」 致 か (地域歴史的風致法第 項から第十項まで及び第十二項中 当該歴史的風致維持向上地区計画の 又は歴史的風致維持向上地区計画において 一条に規定する歴史的風致をい)の維持及び向上を図る上 「工業の利便上若し カュ (地域歴史的風致 「又は公益上や 同条第十 当該歴史的 区域におけ 又は歴史的

における建築物の容積率の特例)の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内(建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設)

第六十八条の四 集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設 該 以下単に 限る。 |区計| |画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二 地区計画、 画又は沿道地区計画 以下この条において同じ。 以下この条において同じ。)の区域内にある建築物で、当「地区防災施設」という。)の区域が定められているもの 防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容 次に掲げる条件に該当する地区計画、 (防災街区整備地区計画にあつては、密 防災街区整備 都市

における建築物の容積率の特例)の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内(建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設

第六十八条の四 の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設 容 条において同じ。 災施設」という。)の区域が定められているものに限る。 画を除き、 三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設(以下単に「地区防 (都市計画法第十二条の六第二号、 防災街区整備地区計画にあつては、 次に掲げる条件に該当する地区計画等 の区域内にある建築物で、 密集市街地整備法第三十二条 密集市街地整備法第 当該地区計画等の内 (集落地 以下この 区計

規定は、適用しない。

現定は、適用しない。

の状況に応じた建築物の容積率の最高限度(以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度(以下この条において「公共施設の整備の規定は、適用しない。

掲げる事項が定められている区域であること。備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整

イ・ロ 略

略

おける建築物の容積率の特例) (住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内に

第六十八条の五の四 して、 築物が同条第三 最高限度を第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみな 備地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の 住宅の用途に供する建築物については、 整備地区計画又は沿道地区計画の区域内にあるその全部又は一部を 床 面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するとき 同条 (第八項を除く。 一項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりそ 次に掲げる条件に該当する地区計 の規定を適用する。 当該地区計画 ただし、 画 防災街区整 防災街区 当該建

の条例の規定は、適用しない。

いて「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号という。)を除く。)に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全という。)を除く。)に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」

。 る区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること 地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)が定められてい

イ・ロ 略

略

(住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内に

第六十八条の五の四 べ面積に算入されない部分を有するときは、 項第二号又は第三号に定める数値とみなして、 等において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一 部又は一部を住宅の用途に供する建築物については、 より建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延 区計画を除く。 おける建築物の容積率の特例 の規定を適用する。ただし、 以下この条において同じ。)の区域内にあるその全 次に掲げる条件に該当する地区計 当該建築物が同条第三項の規定に 当該部分の床面積を含 同条(第八項を除く 当該地区計 画等 (集落地

は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。ある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第二号又は、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物が

区域であること。

区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画の一次に掲げる事項が定められている地区整備計画、特定建築物地

イ〜ニ略

二·三 略

誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を

備計画を除く。)の区域であること。 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等(集落地区整

いう。以下この条において同じ。)における工作物の設置の制として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域を定による壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限、地域歴史的風致法第三十二条又は沿道整備法第九条の六の規へ 都市計画法第十二条の十、密集市街地整備法第三十二条の五

において定められた同条第一項第二号又は第三号に定める数値の一む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画

五倍以下でなければならない。

備計画を除く。)の区域であること。 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等(集落地区整

イ〜ニ 略

一· 三 略

誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を

上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全区計画を除く。以下この条において同じ。)の区域内の建築物で、第六十八条の五の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地

二条第二項の規定は、

適用しない。

。)における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷又は沿道整備法第九条の六の規定による壁面の位置の制限、壁本市計画法第十二条の十、密集市街地整備法第三十二条の五

限 及び建築物の高さの最高限度

2 略 略

口

略

(地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例

第六十八条の五の六 項、 建 上 地 区計画を除く。)の区域内の建築物については、 築物の建ペい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。 項 項及び第二項、 及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、 区施設等の下にある部分で、 第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する 第八十六条第三項及び第四項、 第五十九条の二第一項、 第五十七条の五第一項及び第二項、 次に掲げる条件に該当する地区計画等 第六十条の二第一 特定行政庁が交通上、 第八十六条の二第二項及び第三 項、 第一号イに掲げる 安全上、 第五十三条第 第六十八条の 第五十九条第 (集落地 防火

る区域のうち、 地区整備計画等 次に掲げる事項が定められている区域であること (集落地区整備計画を除く。) が定められてい

設又は地区防災施設をいう。 地である地区施設等 その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空 地域歴史的 風致法第 (第六十八条の四第 条第 |項第四号に規定する地区施 号口に規定する施設

以下同じ。

略

口

略

略

(地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の

特例

2

第六十八条の五の六 項、 地区施設等の下にある部分で、 建築物の建ペい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。 上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、 区計画を除く。)の区域内の建築物については、 項、 項及び第二項、 る区域のうち、 第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する 地区整備計画等 第八十六条第三項及び第四項、 第五十九条の二第一項、 第五十七条の五第一項及び第二項、 次に掲げる事項が定められている区域であること 次に掲げる条件に該当する地区計画等 (集落地区整備計画を除く。) が定められてい 特定行政庁が交通上、 第六十条の二第一項、 第八十六条の二第二項及び第三 第一号イに掲げる 安全上、 第六十八条の 第五十九条第 第五十三条第 (集落地 防 火

又は地区防災施設をいう。 地である地区施設等 その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空 (第六十八条の四第一 以下同じ。 号ロに規定する施設

口 略

口

_ 略

(道路の位置の指定に関する特例

第六十八条の六 いては、 との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合にお \mathcal{O} 配 項 区域に限る。 区 敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置 置又はその区域に即して行わなければならない。 第五号の規定による位置の指定は、 計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている れている場合には、 この限りでない 次条第一項において同じ。 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定め 当該地区計画等の区域 地区計画等に定められた道の)における第四十二条第一 (次の各号に掲げる地 ただし、 建築物

歴史的風致維持向 上地区 . 計 画 歴史的風致維持向上地区整備計

画

匹 略

五.

(工作物への準用

第八十八条

での建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項から第八項 については、 除くものとし、 製造施設、 貯蔵施設、 第三条、 第一項及び第四項は、 第六条 遊戯施設等の工作物で政令で指定するもの (第三項及び第五項から第十二項まで 第 一項第一号から第三号ま

略

(道路の位置の指定に関する特例

第六十八条の六 との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合にお の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置 配置又はその区域に即して行わなければならない。 項第五号の規定による位置の指定は、 区域に限る。 いては、この限りでない 区計画等の区分に応じて、 られている場合には、 次条第一項において同じ。 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定め 当該地区計画等の区域 当該各号に定める事項が定められている 地区計画等に定められた道の)における第四十二条第一 (次の各号に掲げる地 ただし、

略

\equiv 兀 略

(工作物への準用

八十八条

2 での建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項から第八項 を除くものとし、 については、 製造施設、 貯蔵施設、 第三条、 第一項及び第四項は、 第六条 遊戯施設等の工作物で政令で指定するもの (第三項及び第五項から第十二項まで 第 項第一号から第三号ま

する。 まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。)、前条、次条 条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第八十七条第三項 四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項並びに第六十八 四十八条第一項から第十二項まで及び第五十一条に係る部分に限る 第六十八条の三第六項から第九項まで、 条まで、 第十七項から第二十一項までを除く。)、第四十八条から第五十一 ら第八項まで、第十三条、 合計」とあるのは まで、第十一条、第十二条第五項 までを除く。)、 (第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条)、第八十七条第二項 構造、 第九十一条、 この場合において、第六条第二項及び別表第二中 第六十条の二第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、 建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるもの 第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用 第七条、 「築造面積」と、第六十八条の二第一項中 (第四十八条第一項から第十二項まで、 第十八条 第七条の二、第七条の六から第九条の三 (第四号を除く。) 及び第六項か (第四項から第十一項まで及び 第八十六条の七第一項 「床面積の 敷地 (第 第

。)、第八十七条第二項 四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項並びに第六十八 四十八条第一項から第十二項まで及び第五十一条に係る部分に限る 第十七項から第二十一項までを除く。)、第四十八条から第五十一 する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中 まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。)、前条、 条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第八十七条第三項 第六十八条の三第六項から第八項まで、 条まで、第六十条の二第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、 ら第八項まで、第十三条、第十八条 まで、第十一条、第十二条第五項 までを除く。)、 合計」とあるのは とする。 (第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条 構造、 第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用 建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるもの 第七条、 「築造面積」と、 (第四十八条第一項から第十二項まで、 第七条の二、第七条の六から第九条の三 (第四号を除く。) 及び第六項か 第六十八条の二第一項中 (第四項から第十一項まで及び 第八十六条の七第一項 「床面積の

3·4 略

3 • 4

とする。

3			2							第		
8 略	部隊等の長に対し意見を述べることができる。	知を見る	a 前項の規定により読み替えられた都市禄地法第十四条第八項の通なければ」とする。	ば」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知し	規定の適用については、同項後段中「都道府県知事に協議しなけれ	り許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の	緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項の規定によ	等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて都市	、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊	第百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ	(都市緑地法の特例)	改正案
3 略	部隊等の長に対し意見を述べ	知を受けた都道府県	2 前項の規定により読み替えられた都市禄地法第十四条第八項の通	、「その旨を通知しなければ」とする。	規定の適用については、同項後段中「協議しなければ」とあるのは	り許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の	緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項の規定によ	等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて都市	、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊	第百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ	(都市緑地法の特例)	現

_
傍
線
部
分
は
改
ليلا
Æ
47
部
4
IJ

	十一の二 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向
八~十一 略	八~十一 略
√°∴	 <
を除 第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除	第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除
又は 条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は	条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は
十三 る場合(第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三	る場合(第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三
られ 沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られ	沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取ら
げる に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる	に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる
の用 建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用	建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの
又は のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は	のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又
整備 推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備	推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備
整備 十五年法律第三十四号)第十三条の二第一項に規定する沿道整備	十五年法律第三十四号)第十三条の二第一項に規定する沿道整備
和五 七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五	七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和
一~六 略	一~六 略
2 略	2 略
第三十四条の二 略	第三十四条の二 略
の特別控除)	の特別控除)
所得 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得)	(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得
現行	改正案

限る。 持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事 る認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維 七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。 しくは第三号の六、 に規定する歴史的風致維持向上支援法人(政令で定めるものに限 項第 のである場合には、 (当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われる これらの者に買い取られる場合 以下この号において同じ。 号に掲げる場合又は第 の用に供するために、 第三十三条の 地方公共団体の管理の下に行われるものに)が同法第十二条第一項に規定す 当該認定重点区域内にある土地等 号、 第 (第三十三条第一項第二号若 第 項 第 号、 号若しくは前条第 第四号若しくは第

十二~二十五 略

3 • 4

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特

第六十五条の四 略

別控除)

七 用施設の整備、 げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公 の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲 る事業で政令で定めるものの用に供するために、 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条 宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関す 都市計画法第十

> 十二~二十五 略

3 • 4

略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特

第六十五条の四 略

別控除)

七 **一**~六 略 る事業で政令で定めるものの用に供するために、 用施設の整備、 げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公 の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条 宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関す 都市計画法第十

る場合に該当する場合を除く。)

「東一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げ若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地

)(1

当する場合を除く。 場合 当該認定重点区域内にある土地等が、 設又は公用施設の整備に関する事業 支援法人(政令で定めるものに限る。 維持向上支援法人により行われるものである場合には、 八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施 上に関する法律第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上 が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第 体の管理の下に行われるものに限る。 項第一号若しくは前条第 号、 (第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向 第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該 項第一号に掲げる場合又は第 (当該事業が当該歴史的風致 これらの者に買い取られる 以下この号において同じ。)の用に供するために、 第六十五条 地方公共

る場合に該当する場合を除く。)

(第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げ若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四条第一項第二号二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地

八~十一 略

2~5 略 十二~二十五 略

2 5

十二~二十五

ま項は、第十二条の四第二項に定めるもののほか、別に法律で定め 定めるもののほか、別に法律で定める。

体的 道路、 該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならな 当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、 法律に基づく計画 るとともに、 るときは、 合開発計画 都圏整備計 土地利用、 かつ総合的に定めなければならない。 河川、 当該公害防止計画を含む。 当該都市の特質を考慮して、 鉄道、 沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する 画 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で 近畿圏整備計 (当該都市について公害防止計画が定められてい 港湾、 空港等の施設に関する国の計画に適合す 画 中部圏開発整備計 第三項において同じ。 この場合においては、 次に掲げるところに従っ 画 北海道) 及び 当 総

一~十五略

十六 史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価 健 きた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに土地の合理的かつ 値 全な利用が図られるように定めること 高 歴史的風致維持向上地区計画は 建 造物及びその周辺の 市 街 地と 地域におけるその固有の歴 が 体となって形成して

十七~十九略

2

3

街地開発事業等予定区域(第十二条の二第一項第四号及び第五号に域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、市街地開発事業、市場、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六

道路、 体的かつ総合的に定めなければならない。 当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、 て、 該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならな るとともに、 るときは、当該公害防止計画を含む。 法律に基づく計画 首 合開発計画 都圈整備計画、 土地利用、 河川、 当該都市の特質を考慮して、 鉄道、 沖縄振興計画その他の国 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で 近畿圏整備計画、 港湾、 (当該都市について公害防 空港等の施設に関する国の計画に適合す 中部圏開発整備計 1上計画 第三項において同じ。 この場合においては、 次に掲げるところに従つ 止計画が定められてい 又は地方計画に関する 画 北海道総) 及び 当

一~十五 略

十六~十八 略

2

3

略

街地開発事業等予定区域(第十二条の二第一項第四号及び第五号に域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、市街地開発事業、市域、新八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六

に関し必要な基準は、 地区計画、 掲げるものを除く。)、 沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定 前 防災街区整備地区計画 二項に定めるもののほか、 歴史的 別に法律で定める 風致維持向上

5 6 略

(都市計画の図書)

第十四条

2 表示は、 易に判断することができるものでなければならない。 れの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に含まれるかどうかを容 区分により区分される市街化区域若しくは市街化調整区域のいず 計画図及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域の 土地に関し権利を有する者が、 自己の権利に係る土地が区

\ + -略

又は歴史的風致維持向上地区整備計画の区域 史的風致 第三十三条第一項において同じ。 区計画の区域の による歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。 又は歴史的風致維持向上地区整備計画 向上に関する法律第三十一条第三項第三号に規定する土地の区域 歴史的風致維持向上地区計 維持向上 部について地域における歴史的風致の維持及び 地区計画 の区域及び当該定められた土地の区域 画 の区域 が定められているときは、 (同条第) (歴史的風 一項第四号の規定 以下この号及び 致維持向上地

定めるもののほか、 集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、 掲げるものを除く。)、 別に法律で定める。 防災街区整備地区計画、 沿道地区計画並びに 前 三項に

5 6 略

第十四条

(都市計画の図書)

2 表示は、 易に判断することができるものでなければならない。 れの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に含まれるかどうかを容 域区分により区分される市街化区域若しくは市街化調整区域のいず 計画図及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域 土地に関し権利を有する者が、 自己の権利に係る土地が区

略

十二·十三 略

略

- 16 -

略

(都市計画の変更)

第二十一条 ときは、 府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなつたとき 達成されたと認めるとき、 計画に関する基礎調査又は第十三条第 が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が 遅滞なく、 都道府県又は市町村は、 当該都市計画を変更しなければならない。 その他都市計画を変更する必要が生じた 都市計画区域又は準都市計画区 項第十九号に規定する政 第

2 略

(開発許可の基準)

第三十三条 なければならない。 基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、 0 に適合しており、 条例が定められているときは、 当該申請に係る開発行為が、 都道府県知事は、 かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に 開発許可の申請があつた場合において 次に掲げる基準 当該条例で定める制限を含む。) (第四項及び第五項 開発許可をし

〈 四

五. でに定める事項が定められているものに限る。)が定められてい からホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等 当該イからホま (次のイ

3

略

(都市計画 の変更

ときは、 府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなつたとき 達成されたと認めるとき、 市計画に関する基礎調査又は第十三条第 域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都 一十一条 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が 遅滞なく、 都道府県又は市町村は、 当該都市計画を変更しなければならない。 その他都市計画を変更する必要が生じた 都市計画区域又は準都市 項第十八号に規定する政 画

2 略

(開発許可の基準

第三十三条 基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、 なければならない。 \mathcal{O} に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に 当該申請に係る開発行為が、 条例が定められているときは、 都道府県知事は、 開発許可の申請があつた場合において 次に掲げる基準 当該条例で定める制限を含む。 (第四項及び第五項 開発許可をし

Ή. でに定める事項が定められているものに限る。)が定められてい からニまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等 当該イからニま (次のイ

2~8 略	六~十四 略	二·	計画	 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備 	イ・ロ 略	画等に定められた内容に即して定められていること。	るときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計
2~8 略	六~十四 略	ハ・二略			イ・ロ 略	画等に定められた内容に即して定められていること。	るときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区記

もに、 げる行為について、 内において、 的風致をいう。 することができる。 整備計画区域」という。) ,項が定められている区域 地 良好な居住環境を確保するために必要なものの 草地その 条例で、 他の 第三項において同じ。 市町村長の許可を受けなければならないことと 緑 当該区域内における第十四条第一項各号に掲 地で歴史的風 (同項において に限り、 致 特別緑地保全地区を除く。) (同法第 の維持及び向上を図るとと 「歴史的風致維持向上地 条に規定する歴史 保 全に関する

2 略

3 利用 な居住環境の確保)及び都市における緑地の適正な保全を図るため 条例による制限にあつては、 維持向上 合理的に必要と認められる限度において行うものとする。 地 の状況等を考慮し、 区計画等緑地保全条例による制限は、 地区整備計画区域に係る部分に限る。 良好な居住環境の確保 歴史的風致の維持及び向上並びに良好 当該区域内における土地 第 0 項 規定に基づく (歴史的風

略

4

が定められている区域に限る。) 内において、当該地区計画等の内物地区整備計画(密集市街地区整備計画、歴史的風致維持向上地区をいう。)、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区をいう。)、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区をいう。)、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区をいう。

2 略

て行うものとする。
地の適正な保全を図るため、合理的に必要と認められる限度におい利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保及び都市における緑る。地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地

4 略

において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率物、工建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。) 内いて建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。) 内いて建築物地区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画におきいう。) 、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画において、当該地区計画等の区域(地区整備計画、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関す第三十九条 市町村は、地区計画等の区域(地区整備計画、特定建築

2 • の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関 する制限として定めることができる。 略

容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物

2 • 3

略

築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増

- 21 -

しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。	しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。
該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若	該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若
第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当	第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当
二条第三十三号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法	二条第三十五号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法
十二 特定行政庁 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第	十二 特定行政庁 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第
一~十一 略	一~十一 略
れ当該各号に定めるところによる。	れ当該各号に定めるところによる。
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ
(定義)	(定義)
現行	改正案

4~7 略	4~7 略
四~六略	四~六 略
が定められた区域	が定められた区域
法律第三十四号)第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画	法律第三十四号)第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画
区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年	区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年
関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の	関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の
三 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画に	三 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に
一・二略	一・二略
V \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	V ` °
、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しな	、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しな
3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は	3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は
2 略	2 略
第七条 略	第七条 略
(建築行為等の制限等)	(建築行為等の制限等)
現	改正案

ンの 同 り 用 足 合 st た 許 項 、に す に う 景 可 の か 供 る お -	易 可 の か 供 る お -
条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場当 第七条 建築基準法第二条第三十三号の特定行政庁は、同法第八十五 (建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)	条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)
現	改正案

2 略)	2 略
一・二略	一・二 略
を適用する。	を適用する。
条第一項に規定する道路とみなして、同法第四十三条第一項の規定	条第一項に規定する道路とみなして、同法第四十三条第一項の規定
いと認めて許可したものについては、当該予定道路を同法第四	いと認めて許可したものについては、当該予定道路を同法第四十二
定行政庁をいう。)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がな	定行政庁をいう。)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がな
に適合し、かつ、特定行政庁(同法第二条第三十三号に規定する特	に適合し、かつ、特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特
るものに限る。)で、当該促進地区内防災街区整備地区計	るものに限る。)で、当該促進地区内防災街区整備地区計画の内容
地が当該予定道路に接するもの又は当該敷地内に当該予定道路が	地が当該予定道路に接するもの又は当該敷地内に当該予定道路があ
る促進地区内防災街区整備地区計画の区域内にある建築物(その敷	る促進地区内防災街区整備地区計画の区域内にある建築物(その敷
予定道路として指定された場合において、次に掲げる条件に該当す	予定道路として指定された場合において、次に掲げる条件に該当す
防災施設である道が、建築基準法第六十八条の七第一項に規定する	防災施設である道が、建築基準法第六十八条の七第一項に規定する
第百十六条 促進地区内防災街区整備地区計画に定められた特定地区	第百十六条 促進地区内防災街区整備地区計画に定められた特定地区
現	改正案

2~5 略	七 略	の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人	十年法律第 号)第三十四条第一項の規定により当該市町村	六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二)	一 〜 五 略	ことができる。	議会(以下この章において「市町村協議会」という。)を組織する	及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協	第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画 第	(市町村都市再生整備協議会)	改正案
2~5 略	六 略				一〜五 略	ことができる。	議会(以下この章において「市町村協議会」という。)を組織する	及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協	第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画	(市町村都市再生整備協議会)	現

第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をい防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)おいて同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地におけるに現第三号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項にいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第	十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等を一〜九 略	7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。2~6 略	第十六条略(届出及び勧告等)	6・7 略 (定義等) (定義等)	改正案
号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第二建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進工項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定いう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第	十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等を一〜九 略	7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。2~6 略	第十六条略(届出及び勧告等)	6・7 略 (定義等) (定義等)	現

第 整備計画をいう。 昭 第四号に規 致維持向上地区整備計画 整備計画 沿道の整備に関する法律 十六条第 上に関する法律 いる区域に限る。 和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地 項において同じ。 画 二項 第七 第 (同法第三十二条第 改築又は増築その他の政令で定める行為 をいう。 十六条第 一号に規定する沿道地区整備計画をいう。 項において同じ。 定する歴史的風 (平成二十年法律第 第七十六条第 第七十六条第 項において同じ。 内で行う土地の区画形質の変更、 又は集落地区整備計画 一項第三号に規定する防災街区整備地 (昭和五十五年法律第三十四号) (地域における歴史的風致の 致維持向 項において同じ。 沿道地区整備計画 項において同じ。 上地区 整備 防災街区整備地区整備 号) (集落地域整備法 第三 計画をいう。 一 第七十六条第 (幹線道路 が 維持及び向 建築物 歴史的風 :定めら 第九条 第七 項 区 X

十一略

第七十六条 等 区 形 建 地 計 の形態意匠について、 態意匠の制 築物又は工作物 区整備計 地区整備計 画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合する 画 市町村は、 限が定められている区域に限る。 画 沿道地区整備計画又は集落地区整備計画におい 防災街区整備地区整備計画、 (以下この条において 地区計画等の区域 政令で定める基準に従い、 「建築物等」という。 (地区整備計 歴史的 内における建築物 条例で、]風致維持向上 画 特定建築 当該 <u></u>の て、 地

> 行為 条第一 形質の変更、 下同じ。 六十三号) \mathcal{O} 区整備計画をいう。 災街区整備地区整備計画 沿道の整備に関する法律 又は集落地区整備計画 一項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。 が定められている区域に限る。 第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。 建築物の新築、 以下同じ。 (集落地域整備法 (同項 (昭和五十五年法律第三十四号) 改築又は増築その他の政令で定める 第三 一号に 沿道地区整備計 規定する防災街区整備 内で行う土地の区 (昭和六十二年法律第 画 以下同じ。 (幹線道路 第九 以

十一略

第七十六条 等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととす る基準に従い、 域に限る。 いて 物 は 地区整備計画、 集落地区整備計画において、 「建築物等」という。)内における建築物等の 市町村は、 条例で、 防災街区整備地区整備計画、 地区計 当該地区計画等において定められた建築物 三画等の の形態意匠の制限が定められている区 建築物又は工作物 区 形態意匠について、 域 (地区整備計 沿道地区整備計 (以下この条にお 画 政令で定め 特定建 画又 築

2~6 略 としなければならないこととすることができる。

2 ることができる。

- 29 -